

改正道路交通法の施行に向けた準備状況等について

令和5年6月22日（木）
警察庁説明資料

改正道路交通法の概要（特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等について）

公布日：令和4年4月27日

施行日：公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日（※令和5年7月1日）

(1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 車体の構造（性能上の最高速度）：一般的な自転車利用者の速度
- ・ 車体の大きさ：普通自転車相当



(2) 運転することができる者

- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 歩行者の通行を妨げるおそれのない速度に性能上の最高速度を制御し、それに連動する表示をした場合には、例外的に一部の歩道又は路側帯の通行可



車道



普通自転車
専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用 of 努力義務を課す

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）

道路交通法下位法令の規定の概要（令和5年3月17日公布）

■ 道路交通法施行令の一部改正（概要）

➤ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為を次のとおり定める。

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤歩道徐行等義務違反、⑥路側帯進行方法違反、⑦遮断踏切立入り、⑧優先道路通行車妨害等、⑨交差点優先車妨害、⑩環状交差点通行車妨害等、⑪指定場所一時不停止等、⑫整備不良車両の運転、⑬酒気帯び運転等、⑭共同危険行為等、⑮安全運転義務違反、⑯携帯電話使用等、⑰妨害運転

※ 自転車を対象としていない違反行為である⑭及び⑯以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの

■ 道路交通法施行規則の一部改正（概要）

➤ 特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準を次のとおり定める。

車体の大きさ	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/h を超える速度を出すことができないこと
	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に設定を変更することができないこと
	道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯が備えられていること 等

➤ 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準を次のとおり定める。

表示の方法	最高の速度	車体の構造
道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法	6 km/h	側車を付していないこと
		制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
		歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

■ その他

➤ 「国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令」を廃止する。

■ 本標識

- 原則、自転車マークに特定小型原動機付自転車を含める。

標識の名称	様式
自転車通行止め（309）	
自転車専用（325の2）	
自転車一方通行（326の2）	

- 歩道通行に関する自転車マークには、特例特定小型原動機付自転車のみ含める。

標識・標示の名称	様式
自転車及び歩行者等専用（325の3）	
普通自転車歩道通行可（114の2）	
普通自転車の歩道通行部分（114の3）	

■ 補助標識

- 本標識に附置されている補助標識「車両の種類」で、普通自転車が交通規制の対象であること（ないこと）を示すもの（※1）については、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（ないこと）を示すものとし、特に区別する必要がある場合に限り、別を示すこととする（※2）。

※1

軽車両

軽車両を除く

自転車

自転車を除く

※2

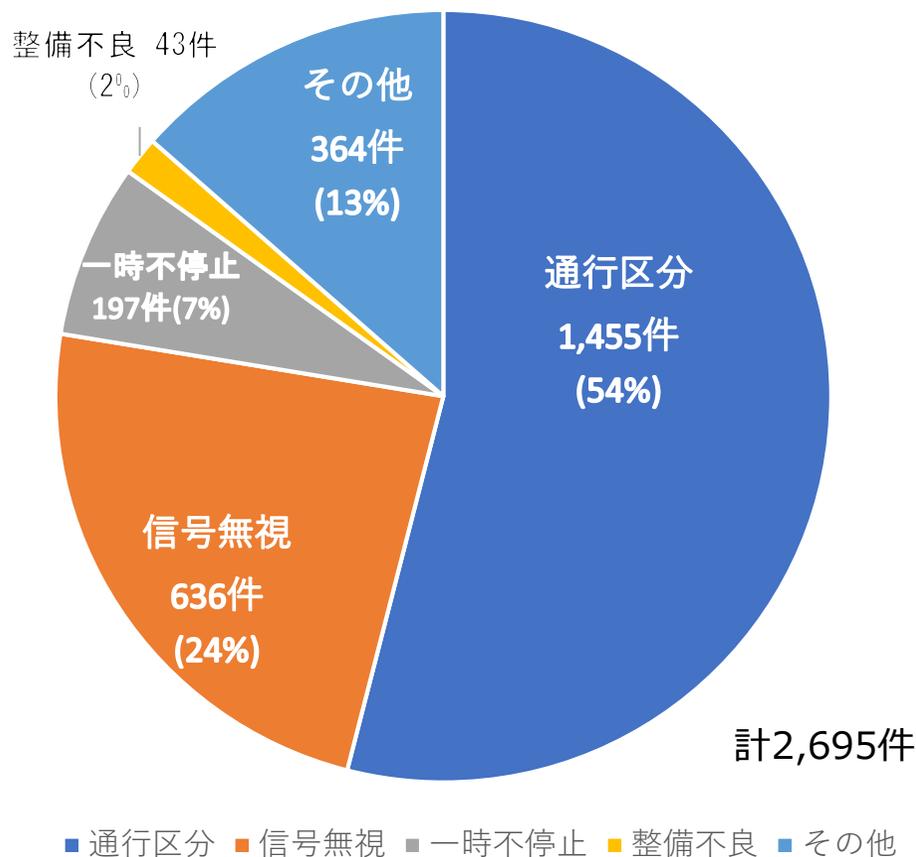
自転車を除く
特定原付は通行不可

- 特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車の略称を「特定原付」及び「特例特定原付」と定める。

電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況①

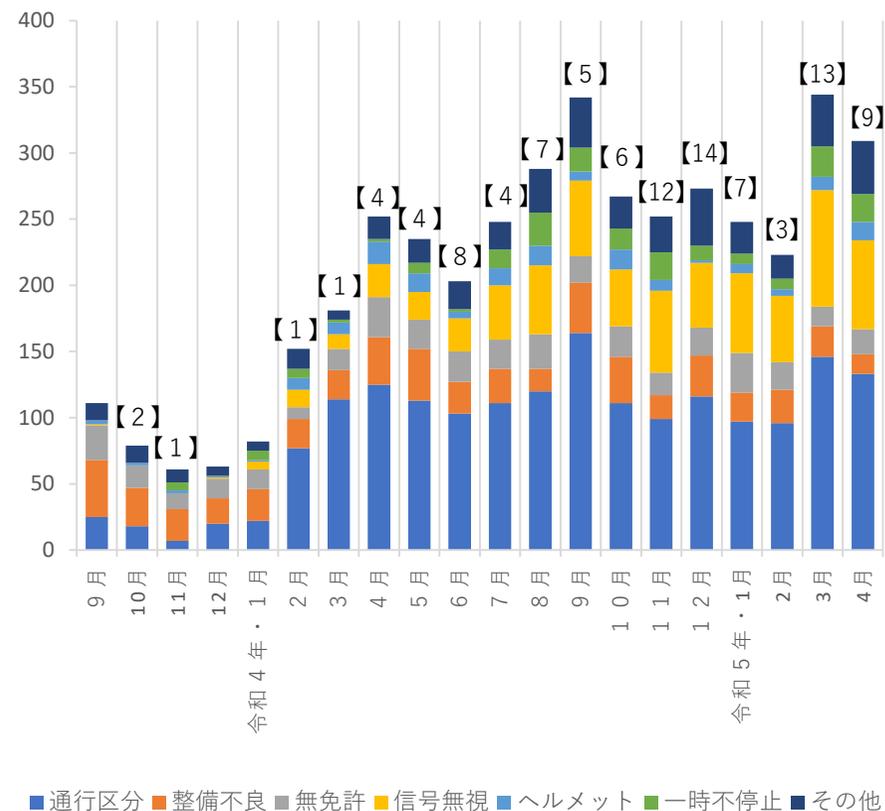
電動キックボード検挙・取締り件数（違反類型別）

＜検挙件数（令和3年9月～令和5年4月）＞



※「その他」のうち、酒気帯び運転は79件

＜取締り件数の推移（令和3年9月～令和5年4月）＞



計4,213件

※グラフ中【 】内の数値は酒気帯び運転の件数（「その他」の内数）

※ 取締り件数には、検挙件数のほか、指導警告件数を含む。

※ 都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計

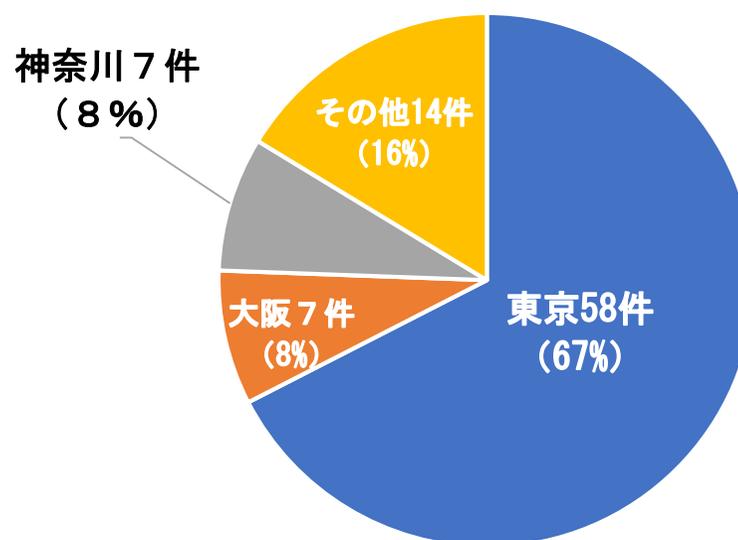
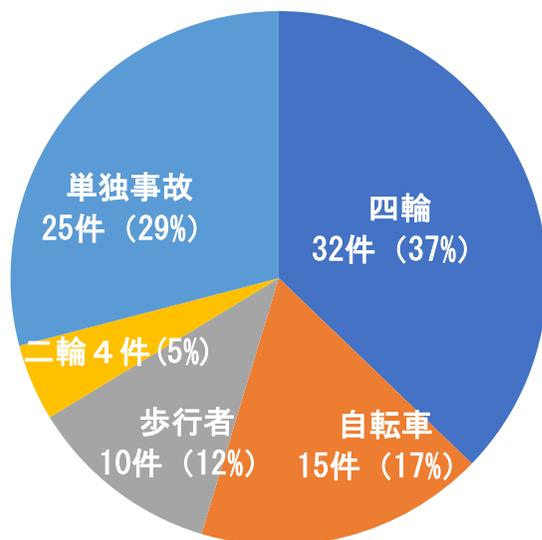
<電動キックボードに関連する交通事故件数・死傷者数>

年次	区分	事故件数	死者数	負傷者数
令和2年		4	0	5
令和3年		29	0	30
令和4年		41	1	41
令和5年(～4月)		12	0	13
合計		86	1	89

※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

<相手当事者別(令和2年～令和5年4月)>

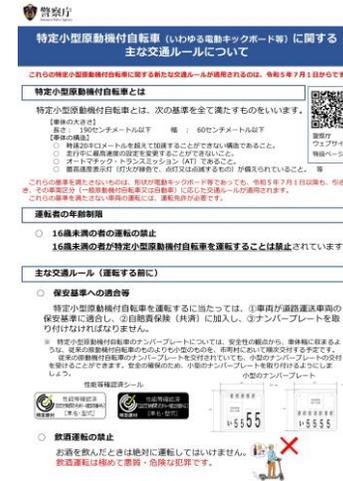
<都道府県別(令和2年～令和5年4月)>



※その他：茨城1件、群馬1件、埼玉2件、千葉1件、石川1件、愛知2件、兵庫2件、徳島1件、福岡1件、長崎1件、沖縄1件

■ 交通ルールの周知のための広報啓発

- 特定小型原動機付自転車の主な交通ルールについての資料を作成し、警察庁ウェブサイト公開
 - ✓ [日本語版](#) ([英語版](#)、[中国語版](#)、[韓国語版](#))
- 特定小型原動機付自転車やその基本的な交通ルールについてのビデオを作成し、警察庁YouTubeやTwitter等を活用して広報を実施
 - ✓ [警察庁YouTube](#) ([特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール](#))



<資料のイメージ>



<ビデオのイメージ>

■ 違反行為に対する指導取締り方針

- 特定小型原動機付自転車による飲酒運転、信号無視、通行区分違反（歩道通行等）等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為にも重点を置いて取締りを実施
- 特定小型原動機付自転車の交通実態を分析し、通勤時間帯における市街地での取締りや、夜間における繁華街での検問等、交通事故抑止に資する取締りを実施



<取締りのイメージ>

事案の概要

道路交通法上の原動機付自転車（一般原動機付自転車）を、駆動補助機付自転車の通称名である「電動アシスト自転車」と称して、ウェブサイトに広告表示して販売していたもの。



被疑者が販売していた原動機付自転車（一例）

【罪名・罰条】

不正競争防止法違反

同法第2条第1項第20号（誤認惹起）

同法第21条第2項第1号（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）

同法第22条第1項第3号（3億円以下の罰金）

【被疑法人】

京都市中京区に所在する自転車等販売会社

【被疑者】

会社役員 甲 男性

警察における対応

- 本年1月、京都府警察において、当該商品を広告販売した法人とその代表取締役を不正競争防止法違反（誤認惹起）の被疑者として検挙
- 都道府県警察及び関係省庁に情報提供
- 独立行政法人国民生活センターにおいて、被疑者が販売していた原動機付自転車について調査が実施されたことを受け、消費者庁と同日で広報を実施（令和5年4月19日）

【警察庁広報資料】

広 報 資 料
令和 5 年 4 月 19 日
交通 局 交 通 企 画 課

道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について

本年 1 月、京都府警察本部交通部交通捜査課等において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車を、同項第 11 号の 2 に規定する人の力を補うため原動機を用いるものであって、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第 1 条の 3 の基準を満たす自転車（以下、「駆動補助機付自転車」という。）の通称名である「電動アシスト自転車」と称してウェブサイト広告表示して販売していたとして、当該商品を広告販売した法人とその代表取締役を不正競争防止法（平成 5 年法律第47号）違反の被疑者として検挙し、同法人及び代表取締役に対し、罰金の略式命令が発せられました。

本事件の捜査の過程で、被疑法人が「電動アシスト自転車」と称して販売していた車種のうち、同警察から一般財団法人日本車両検査協会に対して性能試験を委託した 2 車種について、いずれも法上の駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明したほか、他の 8 車種についても、同警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも、駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることが確認されております。

さらに、これらの他の 8 車種のうち、独立行政法人国民生活センターにおいて入手することができた 2 車種について、同センターにおいて確認を行った結果、駆動補助機付自転車の基準を満たさないものであることが判明しました（当該製品の車種については、別紙のとおりです。）。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなりますが、当該製品は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできません。

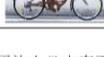
該当する製品をお持ちの方は、当該製品の使用を控えてください。

また、京都府警においては、当該製品を販売する場を提供していた事業者に対して、本件の周知、当該製品の代金の補償等を要請しています。購入先と連絡が取れない場合など、困ったときには、消費生活相談窓口「消費者ホットライン」188（いやや）に相談してください。

なお、本件については、消費者庁、国土交通省及び経済産業省にも通知しています。

別紙

駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する又は該当するおそれのある車種について

	車種名	外観
1	SEAGULL26 (シーガル26)	
2	Releve (レルベ)	
3	SYLPHIDE700C (シルフィード700C)	
4	GRAN BATTEMENT (グランビート)	
5	SEAGULL20 (シーガル20)	
6	GLISSADE26 (グリッサード26)	
7	BARON-X20 (バロン-X20)	
8	Petit Chasse (プチシャッセ)	
9	Pirouette-s (ピルエット-S)	
10	Passe-L (パッセ-L)	

備考

- 1 及び 2 の車種については、一般財団法人日本車両検査協会における試験の結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。
- 3 及び 4 の車種については、国民生活センターにおける試験の結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当する車両であることが判明している。
- 5 から 10 までの車種については、京都府警察の警察官が性能を確認した結果、いずれも駆動補助機付自転車の基準を満たさず、法上の原動機付自転車に該当するおそれがあることを確認している。

⇒ 特定小型原動機付自転車に該当しない車両を「特定小型原動機付自転車」と称して販売したり、「運転免許不要」などと広告表示したりして販売している事業者を認知すれば、同様に厳正に対処